

王朝国家国衙軍制の成立

—延喜の「軍制改革」について—

下向井 龍彦

はじめに

一〇世紀初頭の一連の国制改革によって、律令国家は王朝国家に転換した。従来この転換過程については、主に収取体系・土地制度の分野で多大の成果をおさめており、王朝国家論もこれらの研究蓄積の中から提起されてきたのである^①。

権力支配のあり方が、収取体系・土地制度のうえに最も明瞭に表現されることはいうまでもなく、したがってその原理的転換をもつて国家体制移行の一つの画期とするのは当然である。しかしながらその体制移行を実現せしめるとともに、新たに構築した権力支配を支えていく基礎には「組織された強力」が存在していなければならず、それゆえ権力支配の新たな体制である王朝国家への転換過程を探究する場合、中央政府が目的意識的に行ったと推定される「軍制改革」の問題が、重要な課題として提起されなければならない。

かかる視角から最初に問題を提出されたのは戸田芳実氏である。

氏は論文「中世成立期の国家と農民」^②の中で、九世紀末の東国の群盜蜂起に注目し、その鎮圧過程で「地方軍事貴族」が国家の備兵として配置され、彼らはやがて国衙機構の一環に「国將軍」となつて制度化され、かかる地位をステップに封建的軍隊に発展していくと論じ、それまでの武士団成立論の常識を覆す大胆な仮説を提起された。この九世紀末「軍事貴族」東国配置論は大筋において正当であり、その後の研究によって寛平・延喜の東国国司の経歴が綿密に洗い出され、いっそう具体化されてきている^③。しかしそれらの研究は、結局戸田氏の所説の検証の域に止まっており、中央政府による「軍事貴族」坂東配置政策が具体的にいかなる内容（制度・組織・役割など）を含む「軍制改革」だったのかという重要な論点は、依然課題として残されたままである。

私は別稿「王朝国家国衙軍制についての一考察」（投稿中）において、国衙の国内武勇輩催促の具体的形式と催促を可能にする制度的根拠を明らかにするとともに、その形式的前提が捕亡令に規定さ

れた国司の「人兵」差遣権にあったことを指摘した。そこで本稿では前稿の結論を分析基準としつつ、国衙軍制の中核である諸国追捕使の成立の問題に論点を絞り、令制からの制度的展開を具体的に追跡していくという接近方法によって、転換期における「軍制改革」

(『国衙軍制の成立』の内容を明らかにしたい)。

なお、六国史が途絶してからあと貴族の日記が豊富な史料を提供するようになるまでの九世紀末～一〇世紀前半の時期は、史料の空白期にあたり、それでも史料的制約の厳しいこの分野で、たんなる状況論的推理ではなく確固たる論証に支えられた所説を提示することはきわめて困難である。そのため本稿は、はじめに一〇世紀中葉に体制化した時点で諸国追捕使をとりあげ、ついで史料の豊富な天慶の乱における政府の政策的対応を手懸りに遡及させ、さらに令制の対応する制度との継承関係に言及し、最後に延喜の「軍制改革」の内容を総括的に論じるという分析・叙述方法をとる。

本論に入るに先立ち、本稿で使用する基本概念について簡単な説明を加えておこう。詳細は本稿と一連の構想にたつ別稿および続稿に委ねる。

(1)国衙軍制 一〇～一二世紀、反国衙武装闘争『凶党蜂起を鎮圧するため国衙が編成した軍事組織。鎮圧と軍事動員の法的根拠である「追捕官符」をうけた国司の下知により、諸国追捕使が廻文を発して国内武勇輩を催促し凶党を追捕する。

(2)凶党(群盗)蜂起 官物掠奪・官舎焼亡・国司殺害など、国家支配秩序を直接暴力的に侵害する武装集団の蜂起。検断法上、「謀

叛」「殺害」を中心内容とする「重犯」を構成し、「追捕官符」の適用対象(すなわち国衙軍制による鎮圧対象)に擬せられる。
 (3)追捕官符 国衙の凶党追捕、軍事動員の唯一の合法的根拠。国衙はこれによって、①犯人に対する実力行使権、②軍事動員権、③勲功賞推挙(給与)権など、広汎な権限を鎮圧までの期間授權される。

(4)諸国追捕使 「国解」で申請され「官符」で任命される国衙唯一の公的凶党追捕機関。押領使・追捕使(および純友の乱までの西国の警固使)を総称する。国衙検断権(重犯と軽犯、追捕と勘札が機能上区別される)のうち重犯追捕権とそれを実現するための軍勢催促権(『国衙軍制の指揮権』を有する)。

(5)国内武勇輩 国衙の権力支配にとって不可欠の特殊技芸たる「武芸」を専有する名譽の戦士。日常的には国衙機構・中央諸司・王臣諸家に分属しているが、「追捕官符」にもつく(国衙(諸国追捕使)の出陣催促に「軍役」を動仕する権利と義務を有する)。

註① 坂本賞三『日本王朝国家体制論』、戸田芳実「中世社会成立期の国家」(『シム』日本歴史5『中世社会の形成』)

② 日本史研究97。なお、本稿では戸田氏が使用された「地方軍事貴族」・「国将軍」の語は使わない。「貴族」の語は恒常的に五位以上の者を出し京都に集住する氏族と理解すべきであると考え。また「国将軍」の制度化という論点がなりたたない(史料の誤読による)ことについては、石井進氏がすでに指摘

されている〔中世成立期軍制研究の一視点〕史学雑誌78―12〕。
③ 高田 実「一〇世紀の社会変革」(講座日本史2『封建社会の成立』所収)、高橋昌明「将門の乱の評価をめぐって」(文化史学26)、野口 実「秀郷流藤原氏の基礎的考察」(古代文化29―17)

④ 諸国追捕使の制度的研究は塙保己一「武家名目抄」以来長い研究史を有するが、戦後における唯一の本格的な研究は、井上満郎「押領使の研究」(日本史研究10)、「平安時代の追捕使」(古文書研究2)だけである。しかし氏は軍制史的観点を「消極的評価」として退け、在地土豪の領域支配強化に押領使の地位が果した役割の追究こそが「重要かつ中心的視角」とされており、本稿の目的とは全く視角・方法を異にするものである。

また氏が設定される段階区分(戦闘に参加しない段階から戦闘に参加する段階―押領使、「道」単位から「国」単位―追捕使)は、段階的に把握すべきではなく類型的に理解すべきであろう。押領使・追捕使の諸類型については別に論じたい。

⑤ 「王朝国家国衙検断権についての一考察」(未発表)

一、天曆初年における諸国追捕使の体制化

諸国追捕使が全国的規模で常置されるのは、承平・天慶の乱終結後の天慶・天曆年間である。

たとえば天曆四年(九五〇)二月廿日下総守藤原有行申文の「当国隣国司等、帯押領使(中略)其例尤多、近則前司従五位下菅原朝

臣名明、依天慶九年八月六日符、兼押領使并給随兵卅人」、天曆六年十一月九日官符所引出雲国解の「美作伯耆等国、申請官符、押領使勤行警固事(中略)望請、官裁准二件等国例以三静平、被裁給三押領使」、天曆十年六月十三日官符所引近江国解の「前々国宰、部内武芸之輩、撰塙其事三者、申請公家、為追捕使、近則故佐々貴山公興恒、故大友兼平等是也」などの文言から、承平・天慶の乱終結後の天慶・天曆年間に、国司の申請にもとづいて、漸次全国的規模で常置されていた事情が確認される。本稿末尾に掲載した「付表」は、一〇―一二世紀の諸国追捕使の事例を管見に及んだかぎり記載したものであるが、この表によっても、王朝国家体制下に一国単位の「凶党」追捕機関たる諸国追捕使が、ほとんど例外なく全国的規模で常置されていたことがわかる。

また「付表」からは、押領使が設置される地域と追捕使が設置される地域とが、かなり明確にわかれていたことを読みとることができ。すなわち、東海(伊賀を除く)・東山(近江を除く)・山陰・西海道諸国はほとんど例外なく押領使であり、とくに坂東では官長による押領使兼帯が恒例になっていた。一方追捕使は畿内近国(近江・伊賀など)に設置されている。北陸道・山陽道・南海道の場合、押領使を置く国と追捕使を置く国があり、「道」としての特定の傾向はみとめられない(また同一の国でも時期によって異なっている場合がある。たとえば美作)。

さて、天慶の乱後押領使・追捕使が永続的・制度的として体制化し、国衙支配の強力的支柱になるのであるが、その体制化された時期を

より厳密に限定してみよう。

坂東諸国では前掲下総守申文に「近則…依天慶九年八月六日符」とあるように、国司官長による押領使兼帯の「例」は将門乱直後頃から恒常化していた。また天慶七・八年頃に原型が完成していたと推定される「九条年中行事」に「諸国申置押領使事」という項目があり、天慶七年頃までにはたいの押領使設置地域諸国で押領使が永続的制度として確立していたことがわかる。

ところが「九条年中行事」には追捕使のことはみあたらず、天慶七・八年頃にはまだ追捕使は存在しなかったと考えられる。ここで注目されるのは、前掲近江国解に「前々国宰」のときはじめて追捕使が設置されたことである。そこでこの時期の近江国守について調べてみると、前司は天曆五年正月任の大江維時、前々司は天慶九年二月任の藤原朝忠だったことが判明する(『公卿補任』)。したがって近江国で追捕使が設置された時期は、藤原朝忠が国守であった天慶九年二月から天曆五年正月までの期間に限定される。

ところで、この時期の近江国を含む畿内近国に対する検断関係の政策をみると、天慶九年一二月から天曆三年正月までの二年余りの期間に、「部内濫悪」の「勘札」のため、和泉・丹波・紀伊・大和・播磨・近江等の諸国に権検非違使が増員されていることがまず注目される。かかる権検非違使増員政策と無関係ではないと思われる検断政策が、天曆元年閏七月一六日の五畿内近江丹波等国に対する「調庸租税奸遁輩」の即時「召捕進上」の承認である。すなわち、従来「奸遁輩」は国衙で「召捕」・「禁獄」・「勘決」していたが、彼

らが託仕する王臣家使の圧迫によって、「勘決」することなく釈放せざるをえない状況が一般化し、これが「吏之負累」の最大の原因となっていた。かかる弊害を克服するため、国衙が「召捕」えた「奸遁輩」を移文に付して即座に検非違使庁に引渡し、使庁において「任法勘決」しようという構想である。検断過程に王臣家が介入することを阻止しようというこの政策は、王臣家人の国務対捍を禁断するうえで明らかに効果的であり、王臣家の妨害が加わる禁獄・勘決を使庁が肩替りすることによって、逆に国衙検断権に追捕権の実効性を増大させようとするものである。

天慶九年から天曆初年における国衙検断権強化政策は、当然国務対捍のいっそうの過激化を伴い、その延長上に生じる「凶党」蜂起を鎮圧するための特殊な追捕機関が必要となってくるはずである。畿内近国の追捕使は、こうしてこの時期の国衙検断権強化政策の一環として配備されたのであろう。近江「前々国宰」藤原朝忠の、「部内武芸之輩、撰堪其事之者、申請諸公家、為追捕使」は、天曆元年閏七月の「奸遁輩」の即時「召捕進上」権の承認とさほど遠くない時期に、たとえば「五畿内・近江・丹波守等申雜事三箇条」のような形式で、他の畿内近国と共同で申請裁可されたものと推定される。以上考察してきた天曆元年頃の畿内近国に対する追捕使のいっせい配備をもって、国衙唯一の公的「凶党」追捕機関軍事指揮官たる諸国追捕使が永続的制度として体制化した画期としたい。

註① 谷森鏡男『検非違使が平安時代ノ警察状態』以来の通説である。

②③④ 『朝野群載』(卷廿二諸国雜事上)

⑤ 本文で述べた傾向は、基本的に文書・記録に現われる実例から読みとったものであり、系図・説話の事例は除外した。なお、大槌亮「律令制下の警察組織」(岡山大学法学会雑誌23—3・4)も、同様の理解を示している。

⑥ 『新校群書類従』(卷四公事部)所収。なお、「九条年中行事」の成立時期については、山中裕「九層及び九条年中行事について」(国史学68)参照。

⑦ 『貞信公記抄』天慶九年十一月十日条に、「中使頭朝臣来、給和泉・丹波・紀伊等国申、給檢非違使、令勘糺部内濫惡倫事」とみえるが、この時期に至ってはじめて国檢非違使が新設されたとは考えがたい。『類聚符宣抄』天曆三年正月廿一日近江国司解に「因准大和、播磨、讃岐等国例、被置四員檢非違使令勤職掌」とあり、「加置近江国權檢非違使之例」との注記がある。

⑧ 『政事要略』(卷五十一交替雜事)天曆元年閏七月十六日官宣旨

⑨ 『貞信公記抄』天曆元年六月十五日条

二、天慶の乱と警固使・押領使

(一)

将門・純友の乱における政府の軍事的対応の中核は、国単位に警固使・押領使を配置することであった。天曆初年に全国的規模で恒常的制度として体制化する諸国追捕使は、この内乱のときにすでに

個別的、反乱鎮圧方式として存在していたのである。^⑩

まず、純友の乱における警固使・押領使についてとりあげてみよう。この乱に対する軍事的対応として、山陽・南海両道諸国に警固使・押領使が配置されたことは、乱終息後、「山陽南海両道諸国警固使押領使并撃手使等」が「官符」で停止されていることから明白である。ところが従来、在地諸勢力によって鎮圧された将門とは対照的に、純友の乱の場合、追捕凶賊使小野好古や諸国兵士の構成をとる増援軍など、中央から派遣された武力集団が重要な役割を果たしたことが特徴として指摘されている。^⑪逆に国単位の警固使・押領使については史料制約にもよると思われるが十分注意が払われていない。

しかしながら、実際の乱鎮圧過程を仔細に検討すれば、鎮圧活動における武力の中心が、中央から派遣された武力集団よりむしろ国単位で編成された武力であったことは確実である。すなわち天慶三年の鎮圧過程で「西国兵船多来、備中軍逃散」、^⑫「讃岐国与彼賊軍合戦、大破、中矢死者数百人」、^⑬「焼亡備前・備後国兵、船百余艘」、^⑭「土佐国言、八多郡為海賊一焼亡、合戦之間、御方人并賊類多中、箭死者」^⑮など、純友「凶賊」軍との合戦の主力は、明らかに国単位の軍事力だったのである。また、たとえば「讃岐国飛駈来云、兵庫允宮道忠用、藤原恒利等、向伊予国、頗擊賊類」、^⑯「賜勅符於讃岐国」のように、鎮圧過程における中央政府と現地との緊急連絡、さらに「讃岐国捕進凶賊党類紀文度」、^⑰「伊予国進上前山城掾藤原三辰頼」^⑱など、斬首・捕縛した賊徒の首級・身柄の進上も国

衙を通じて行われたのである。

以上から、純友の乱鎮圧が基本的には国衙単位の軍事行政(中央との緊急連絡、首級進上の外に、馬匹・舟船・武器・兵糧の調達などが想定される)と軍事指揮によって遂行されたことがわかった。中央から派遣された追捕凶賊使は、かかる国衙の軍事活動を統括しているにすぎない。かかる国衙軍事力は、『純友追討記』に「介国風更向淡路国、注於具状、飛駅言上、経三箇月、招三集武勇人、婦讀岐国」とあるように、「武勇人」は国内武勇輩で構成されており、このような国衙軍の指揮官が一國単位で配置された警固使・押領使だったのである。押領使の場合信頼しうる実例は残っていないが、警固使の事例として、純友を討取った伊予警固使橋遠保、讃岐警固使坂上敏基、阿波警固使藤原村蔭、備後警固使義友らをおげることができる。なおこの場合、国内武勇輩を指揮して「凶賊」を追捕するという警固使の権限と役割からいえば、中央から派遣されたか現地採用であったかという点はそれほど重要な問題ではない。

次に、将門の乱の場合には、中央政府は二度にわたって坂東諸国を中心に押領使を配置して乱鎮圧を企図したのである。

第一次押領使配置は、将門らの坂東「乱逆」の動きを中央政府が本格的に鎮静しようとする姿勢を示しはじめた、天慶二年六月九日に行われた。

(A) 俄有除目事、東国介已下也、依乱逆事也、

(『本朝世紀』天慶二年五月十六日条)

(B) 諸興・最茂等可_レ為_二押領使_一、但以三五位充例可_レ勸、又推問使官符可_レ令_二早仰_一事、

(『貞信公記抄』同年六月九日条)

(C) 政、請印書中、相模権介橋最茂、武蔵権介小野諸興、上野権介藤条朝臣等、可_レ追捕件国々群盜官符上野符捺印漏也、

(『本朝世紀』同年六月廿一日条)

さて、右の三つの記事のうち、(A)の「乱逆事」を鎮静するために補せられた「東国介」が、(C)の相模権介橋最茂・武蔵権介小野諸興・上野権介藤条朝臣らによって構成されていたとみてまず間違いあるまい。また(B)で橋最茂・小野諸興が押領使になっており、この時、先に任ぜられた「東国介」のすべてが押領使を兼帯したと思われる。すなわち「東国介」補任(A)、彼らの押領使兼帯(B)、彼らへの「追捕官符」発給(C)という一連の措置が、「乱逆」鎮圧策の中心として採用されているのである。

ここで明らかにしなければならないのは、押領使に任ぜられ、「乱逆」鎮静を期待された人物たちの存在形態または性格についてである。

まず武蔵押領使小野諸興は、武蔵小野牧が勅旨牧になった承平元年(九三一)十一月七日牧別当に補せられており、天慶元年九月八日小野牧駒牽では、「牧監」(別当の誤り)諸興の「代」である弟永興が「身障」と称して御馬を牽かなかったことがみえる。また天慶四年一月二日左馬少允小野国興という人物が御馬牽進解文を持参しており、彼はのち右衛門少尉から右馬助になっている。この国興は諸興・永興と「興」の字を共にし、しかも馬寮官人であるところから

兄弟であったと考えられる。すなわち小野牧別当小野一族は、牧の管掌によって、運送・軍事手段である馬匹を掌握するとともに国衛とも密着し、毎年八月の小野牧駒牽の儀を通じて中央と恒常的な関係を保ち、さらには一族を中央の馬寮・衛門府官人として送りこむなど、当時の諸国有力武勇輩に通有する性格をもつ存在だったのである。そしてこの小野氏が、後の武蔵七党のうち「野別当」などと称する横山党に発展していくと思われる。

次に相模押領使橋最茂は乱後駿河守になっている。天曆元年（九四七）七月二三日右衛門権佐藤原成国らが仗座に召されて勘問されたが、その理由は「依_レ駿河守橋最茂怒_リ下_レ彼国掾勅宣旨_一、而成国等確執、近保所犯之露_レ頭_上也」ということであった。文意にやや明瞭さを欠く点があるが、これは四年前の天慶五年六月駿河掾橋近保が駿河国進官調物を奪取して檢非違使に捜求された事件と関係があると思われる。福田豊彦氏が指摘されるように、橋最茂を「橋近保を駿河掾に推しているのでその親しい者」と解してよいと思う。この近保と後述する第二次押領使遠江掾橋遠保とは「保」字を共有しており、あるいは兄弟かもしれない。かく橋最茂・近保・遠保ら橋氏一族は、駿河・遠江等の国衛機構に密着しつつ両国に強大な勢力を扶植していき、平安末期には両国の国衛在庁機構を掌握し「棟梁」と称せられる大武士団に発展していくのである。

次に上野押領使藤条朝臣について福田氏は、武蔵国秩父牧が承平三年四月二日勅旨牧になったとき別当に任ぜられ、『尊卑分脉』に「上野介從五位下」と記されている藤原惟条に比定されている。私

も氏の推定を支持するが、以下この推定をいっそう確実にしてみよう。太田亮氏『姓氏家系大辞典』には「藤条」なる氏はみあたらず、また『本朝世紀』の採用する記名法に官・氏・姓という形式は存在しない。したがって藤条には氏・名それぞれ一字づつ脱落していると考えざるをえない。そこでそれを補って上野権介藤原惟条朝臣と推定してみよう。そうすれば官・氏・名・姓という表記法になり、

『本朝世紀』の一貫した記名法の原則から絶対、に五位の位階保持者でなければならぬ。そして彼がこの時期五位であったことは、天慶二年二月一三日、「勤仕秩父御牧別当之上助国用」との理由で「叙位」されていることから確認されるのである。以上から上野権介押領使藤条朝臣を秩父牧別当藤原惟条とする福田氏の推定は妥当とみてよい。惟条の従兄弟国幹は天慶三年正月二七日相模介に補せられ、同二月八日征東副將軍として進発しており、また惟条の父左近衛中将言行と越前・加賀の大武士団斎藤党の祖鎮守府將軍利仁とは従兄弟の關係にあり（『尊卑分脉』）、ともに「誓力過_レ人、甚有_レ意氣」と称された「武芸之士」藤原高房の孫である。かかる武勇の家系から出た惟条であるから、武勇輩の実績によって秩父牧別当に補され、さらには「乱逆」鎮圧のため押領使に任ぜられたのだろう。

以上、天慶二年六月九日に配置された東国押領使のうち、名前がわかる三人について可能なかぎり立入ってその性格を調べてみた。その結果三人がいずれも勅旨牧別当・任用国司等として国衛機構に密着し、中央政府とも密接な関係をもつ国内有力武勇輩であったことが判明した。かくの如く、中央政府は坂東諸国の中心的武勇輩を

国司に権介に補任し、ついで押領使を兼帯させ、さらに「追捕官符」を発給して「群盜」鎮庄を命じるといふ一連の計画的軍事的対応によって、東国「乱逆」を効果的に鎮定せんとしたのである。

(四)

だが第一次押領使は、天慶二年二月の將門軍による坂東全域の軍事的征圧(国司追放・国衙掌握・新皇就任・官長補任)の段階で粉碎されてしまった。かかる鎮庄体制瓦解の危機のなかで、翌三年正月一日、「朱紫之品」・「田地之賞」の勲功賞を約束して「憂國之士」たちに將門追討を訴える「官符」を發布する一方、在地の反將門勢力糾合の核として第二次押領使を配置するのである。

(D)天慶三年正月十四日、今日有小除目事、橋遠保以下八人、任坂東国々掾、是依將門防戦賞也、(『園太曆』延文五年正月一日条)

(E)任東国掾八人、平公雅等也、

(『本朝世紀』天慶三年正月十四日条)

(F)任追捕凶賊使等、

(『日本紀略』天慶三年正月十四日条)

(G)二月廿九日、辰剋、飛駅使參上、申云、坂東大乱主平將門、於

下総国、為押領使藤原秀郷、平貞盛等、被殺害了、

(『師守記』貞和三年十二月十七日条)

(H)以下野掾藤原秀郷、叙從四位下、以常陸掾平貞盛、叙從五位

下、並依討平將門之功也、

(『日本紀略』天慶三年三月九日条)

この一連の史料のうち、(D)・(E)および(H)から、將門軍の圧倒的勝利が進行するなかで、各地で反將門活動を展開している勢力の中心

的存在八人を「將門防戦賞」として東国掾に補し、その中に下野掾藤原秀郷、常陸掾平貞盛、平公雅、遠江掾橋遠保らが含まれていたことが確かめられる。ここで注目されるのは、掾補任と同じ日付の(F)「任追捕凶賊使」である。この追捕凶賊使が、東海道藤原忠舒、東山道小野維幹、山陽道小野好古ら「道」単位に任せられた追捕凶賊使を指すのではないことは、後者の任命が正月一日であったことから間違いない。また追捕凶賊使の称は必ずしも正規の称として確立したものではなく、置換可能な一つの表現法にすぎず、固定的に理解する必要は全くない。たとえば「追捕凶賊使右近少將小野好古」の場合、他に「征南海賊使」・「征討使」・「追捕使」など区々混用されており、また「追捕凶賊使權少式源朝臣経基」は「警固使」とも表記されているのである。追捕凶賊使の称をこのように理解するならば、(F)の「任追捕凶賊使」は以下に述べる理由から東国掾八人の押領使兼帯の事実には他ならないと考える。

まず、東国掾を任じた正月一日には「任追捕凶賊使」以外、乱関係の人事はみられないことである。このことは掾補任と「任追捕凶賊使」が無関係ではないことを示唆している。

次により重要なことは、東国掾八人の一人で將門を討取った下野掾藤原秀郷が、(G)によれば下野押領使であったことである(私は(G)の押領使の肩書は平貞盛にもかかると解している。同じく掾の地位にある二人のうち一方だけ押領使を冠し、他方が無冠で登場するのは不自然であると思う)。しかも下野押領使秀郷が前述した第一次押領使の一員ではありえないことは、後者が「介」による兼帯だった

のに対し前者が「掾」であることから疑問を挟む余地はない。さらに見逃がせないのは、鎌倉時代の承元三年（一一二〇九）小山朝政が守護職相伝の根拠を發祖豊沢以来の押領使職相伝の事実に求めたさい、「秀郷朝臣天慶三年更賜言符」を根拠の一つにあげていることである。このことから秀郷の押領使補任が天慶三年であり、同二年六月に補任された第一次押領使にたらなるものではないことは明らかであろう。かく将門軍鎮圧を任務にいつせいに補任された東国掾八人のうちの一人秀郷が押領使であったということは、当然他の七人も同じように押領使を兼帯していたものと考えざるをえない。

以上述べた理由から、東国掾補任と同日の「追捕凶賊使」は、実は東国掾に補された八人の武勇輩による押領使兼帯に他ならないと推断できよう。秀郷が押領使に補された「天慶三年官符」とは、敵密にいえは「天慶三年正月十四日官符」だったにちがいない。

これまでの論証にまちがいなければ、ここでも政府は「追討官符」で将門追討を呼びかけるとともに、在地の反将門勢力の中核分子である有力武勇輩八人（秀郷・貞盛・公雅・遠保ら）を東国掾に補し、同時に押領使を兼帯させるという一連の計画的な軍事的対応措置（第一次押領使配置とは順序こそちがうものの基本的に同一形式の対応）をとり、かかる将門軍包囲網の再形成によって将門側勢力の各個撃破に成功したのである。すでに歴大な研究史によって論じつくされているこの第二次押領使たちの経歴・性格については多言する必要はあるまい。なお将門の乱の場合も、対象地域の国衛の軍

事行政（中央との緊急連絡、馬匹・人夫・武器の調達、首級進上など）が大きな役割を果たしたとはいってもない。

以上本章では、天慶の乱の鎮圧主体が一国単位に配置された「凶党」追捕機関―軍事指揮官たる押領使（純友の乱では警固使も）であったことを述べた。そして将門の乱では、将門の活動が公然化した天慶二年六月と坂東を「虜掠」した同三年正月の二度にわたって、押領使が配置されたという知見を提示した。諸国追捕使が永続的の制度として体制化する画期は、前章で論じたように天曆初年ごろであるが、個別反乱鎮圧のための方式としてはすでに天慶の乱の時期に確立していたのである。

註① 将門の乱における押領使の問題に言及した研究に、吉田晶

「将門の乱に関する二・三の問題」（日本史研究50）、井上満郎

「押領使の研究」（日本史研究101）がある。

② 『本朝世紀』天慶四年十月廿三日条

③ 井上満郎「平安時代の追捕使」（古文書研究2）、戸田芳実「国衛軍制の形成過程」（『中世の権力と民衆』所収）、林陸朗『古代末期の反乱』一八四―五頁

④ 『貞信公記抄』天慶三年正月廿日条

⑤ 『扶桑略記』天慶三年十一月廿一日条

⑥ 『師守記』（真書）天慶三年八月廿八日条

⑦ 『日本紀略』天慶三年十一月十九日条

⑧ 『日本紀略』天慶四年二月九日、十日条

- ⑨ 『師守記』(裏書) 天慶三年九月二日、四年正月廿一日条
- ⑩ 前註⑤に同じ
- ⑪ 前註⑤に同じ
- ⑫ ただし第一次史料ではないが、「予章記」(『新校群書類従』卷十七合戦部)に「越智郡押領使好方、『系図纂要』(号外九)大伴宿称姓大伴能行の項に「大田押領使、天慶二年、征伐賊于西国」がみえる。

- ⑬ それぞれ『本朝世紀』天慶四年十一月五日条、前註⑤に同じ、『貞信公記抄』天慶三年四月六日条、同二月廿六日条
- ⑭ 『政事要略』(卷廿三年中行事八月下) 太政官符武藏国司
- ⑮ 『本朝世紀』同日条
- ⑯ 『本朝世紀』同日条
- ⑰ 『日本紀略』天徳二年四月廿六日条
- ⑱ 小野諸興については、土田直鎮「平安中期の武藏国司」(『府中市史料集』13)に詳しい。
- ⑲ 『日本紀略』同日条
- ⑳ 『本朝世紀』天慶五年六月卅日条
- ㉑ 「王朝軍事機構と内乱」(岩波『日本歴史』古代4)
- ㉒ 太田亮「姓氏家系大辞典」当該項、なお、『吾妻鏡』治承四年十月一日条に「当国目代橘遠茂催、遠江駿河兩國之軍士、儲于興津之辺」とあり、『吉記』治承四年十一月二日条には「以一国勢二千余騎、目代令寄甲州」とみえる。
- ㉓ 『政事要略』(卷廿三年中行事八月下) 太政官符武藏国司
- ㉔㉕ 土田直鎮「平安中期に於ける記録の人名表記法」(日本歴

史72)

⑳ 『貞信公記抄』同日条、「助国用」の文言から、この叙位は榮爵である。したがって五位に叙されたことは確実である。なお、竹内理三「成功・榮爵考」(『律令制と貴族政權』第Ⅱ部所収)参照。

- ㉖ 『類聚符宣抄』卷八
 - ㉗ 『扶桑略記』同日条
 - ㉘ 『扶桑略記』同日条
 - ㉙ 『文徳実録』仁寿二年二月廿五日条、九世紀の「堯卒伝」に「武芸之士」の語が散見する。
 - ㉚ 『本朝文粹』天慶三年正月十一日官符
 - ㉛ 『吾妻鏡』嘉禎二年二月廿二日条に「就中遠江、遠保承勅定討取当国賊徒純友」とみえる。
 - ㉜ 『日本紀略』同日条
 - ㉝ 『師守記』(裏書) 天慶三年九月二日条
 - ㉞ それぞれ『日本紀略』天慶四年五月十九日条、同八月七日条、『本朝世紀』同日条
 - ㉟ 『吾妻鏡』承元三年十二月十五日条
- 三、延喜元年「東国乱」と押領使の成立
-
- 前章史料(B)の「但以五位充例可レ勘」の文言は、国単位に押領使を配置し反乱を鎮圧する方式が天慶二年にはじめて創出されたも

のではなく、それ以前に「例」としてすでに存在していたことを端的に示すものである。たとえば承平六年（九三六）六月伊予守に補任されるとともに「兼行追捕事」という任務を与えられた紀淑人^⑧、同じく承平六年「可^レ追捕海賊之由蒙^レ宣旨」つた前伊予掾藤原純友^⑨、あるいは承平七年一月五日「介良兼掾源護并掾平貞盛公雅公進泰清文、凡常陸国敵等」を「追捕」すべき「官符」を蒙った平将門など、その名称はともかく事実上の押領使を示す貴重な例証とみてよいのではないか。

それでは、反乱鎮圧のため押領使を国単位に配置する「例」は、いついかなる状況のなかで形成されたのだろうか。残念なことこのことを直接明示する史料は全く無い。そこでやや観点をかえて、天慶二・三年の非常事態のなかで、中央政府が乱鎮圧に直接間接に関わっている政策や儀式の総体をいつの「例」に依拠して行っているか、という点に着目して、この問題を解く手懸りを見出したい。

さて、天慶二年五月一日（乱鎮圧のため「東国介」を補任した日の前日）、政府は「東国西国群賊悖乱事」によって「諸社并東海東山両道明神」に臨時幣帛使を奉遣した。この幣帛使奉遣は「去延喜元年二月東国乱、承平五年六月南海賊之等時例」にもとづくものであった。同日、内裏南面の正門建礼門において大祓が行われたが、これもまた「延喜元年二月例」に依拠していた。ついで六月一日には「坂東謀逆」により諸社十五寺において仁王経読経が行われ、一方法琳寺では太元帥法臨時御修法が行われた。これらの依拠した「例」について明証はないものの、『醍醐寺縁起』に「五大堂、延喜御願、

為朝敵降服造營之、其後承平之正門調伏之時、本尊所持之劍血現云々」とあり、また法琳寺では昌泰四年（＝延喜元年）二月一日から「坂東調伏」のため太元御修法が修せられており、これらもまた延喜元年の「例」にもとづいて行われたとみてまず誤りあるまい。さらに六月七日、武藏介源経基の密告により推問密告使を決定したときの陣定で、太政大臣忠平が大外記公忠に「密告并群賊事」によって「推問追捕使」を派遣した「例」を諮問したところ、公忠は「昌泰二年、延喜元年四月等例」を勸申した。その二日後、忠平は経基禁獄、推問使官符の作成を命じるとともに、先に任じた「東国介」たちに「以三五位充例」を考慮しつつ押領使を兼帯させるよう指示したのである。

将門が坂東諸国を「虜掠」し、「謀反」が公然化した翌天慶三年正月六日、「東西之兵乱」を平定せんがため五畿七道名神等に階一等を加増した。ところでこれ以前の同時昇叙の最も近い例は、寛平九年一月二三日のものであるが、その理由は醍醐即位の栄典によるものであった。しかし同じ醍醐即位の年の伊勢神郡寄進の理由が、一方で「兵乱」平定であったこと、また延喜辛酉改元の伊勢以下八社奉幣において「諸国疫癘群盜事」が告げられていることから推測すれば、即位による同時昇叙であるとはいえず、その理由の一つに「兵乱」平定を含んでいたと推定することは不可能ではない。つまり天慶三年正月「兵乱」鎮定のための神階同時昇叙は、寛平九年の「例」に依拠したものと考えられるのである。ついで二月一日の列見（長上・番上官で六位以下に叙す候補者の成績審査）では、大臣が朝所で

見参をみただけで、「宴隠両座」（儀式終了後のパーティ）は「兵乱」のため「昌泰四年（延喜元年）例」により中止されている。^⑤ ついで同月二六日、反乱地域諸国からの「飛駅儀」（緊急報告）の処理手順に疑問をいだいた権中納言藤原師輔は、職御曹司で「寛平昌泰延喜等日記（殿上日記カ）」を調べて陣定に出席している。さらに八月二七日には「乱逆」鎮定のため伊勢国員弁郡を伊勢神宮に神郡として寄進している。これも明証はないものの、寛平九年九月一日、「兵乱」平定のため伊勢国飯野郡を寄進したときの「例」に依拠したとみて間違いないと思う。なお以上の叙述を整理すれば下段の「表」の如くである。

以上紹介した事例によって、天慶二年夏および天慶三年春を中心に、政府が乱鎮庄のために行った諸政策やその手続、また奉幣・大祓・太元帥臨時御修法・仁王経転読・神階昇叙・神郡寄進などの調伏祈願、あるいは乱で影響を蒙った儀式の手続などの多くが、延喜元年「東国乱」を中心とする寛平・昌泰・延喜の「例」に依拠して行われたことが明らかになった。この事実から類推すれば、天慶二年六月九日反乱鎮庄のために第一次押領使を設置する根拠となった「以五位充例」が、他の「例」の場合と同じように延喜元年「東国乱」の時期の「例」にちがいないという結論を引出しうると思う。すなわち、国衙軍制の軍事指揮官である押領使は、律令国家から王朝国家へのもちようど転換期にあたる延喜元年「東国乱」を契機に、中央政府によって政策的に設定されたと思われるのである。

もちろんこの時期に東国に配置された押領使の実例は皆無であ

〔表〕 将門の乱鎮庄に関する政策・儀式の依拠した「例」

年・月・日	事柄	目的	依拠した「例」
天慶2. 5.15	諸社・東海東山両道明神臨時奉幣使	東国西国群賊悖乱事	延喜1.2
5.15	建礼門大祓	同上	同上
6. 1	諸社・十五寺仁王経転読	坂東謀逆	(延喜1 ^カ)
6. 1	法琳寺太元帥臨時御修法	同上	(延喜1.2・13)
6. 7	推問密告使の派遣	密告并群賊事	昌泰2, 延喜1.4
6. 9	押領使任命		
天慶3. 1. 6	五畿七道名神同時昇叙	東西之兵乱	(寛平9.12・13)
2.11	列見の宴隠両座の中止	兵乱	延喜1
2.26	飛駅儀の例の調査		寛平・昌泰・延喜
8.27	伊勢神郡寄進	乱逆	(寛平9.9.11)

（備考）依拠した「例」の項の（ ）は、明証はないものの本文で論証した結論を記したものである。

る。しかし先学が明らかにされた寛平・延喜年間の「軍事貴族」東国配置政策が、ちょうど本章で明らかにした押領使の配置時期と重なるのは偶然ではないと思う。すなわち、先学が「軍事貴族」東国配置と把握した事象こそ、実に東国国司による押領使兼帯を示すものに他ならないと考える。藤原秀郷の祖父下野少掾豊沢が押領使であったことが子孫に伝承されており、それが事実だとすれば、この時期設置された押領使の唯一の例証といえる（若干時期に問題を残すが）。また、さしたる根拠があるわけではないが、押領使を兼帯したのではないかと推定される人物として、寛平元年に平姓を賜りその後上総介に補任された平高望、延喜年間上野介・上総介・武蔵守を歴任し、下野国高坐山の「蟻のごとくにあつまりて千人党を結ぶ」る「群盗」を「誅罰宣旨」によって鎮圧した藤原利仁、延喜五年武蔵国秩父牧司として登場し、同一〇年武蔵権少掾、二年介、一八年守に補任された高向利春らをおこし、

(⇒)

では押領使配置の「例」の出発点になった延喜元年「東国乱」とは、いったいどのような内容と性格を有する乱だったのだろうか。まず坂東におけるこの時期の群盗蜂起状況について概観してみよう。

坂東諸国の群盗蜂起は貞観年間から活発化してくるが、かかる蜂起が特定の首領に組織され、強力に展開されるようになるのは寛平年間である。寛平元年に起った「東国賊首」物部氏永の蜂起は、昌泰年間に鎮圧されるまで約一〇年かかっており、この蜂起はさらに六

年後の寛平七年、「坂東諸国富豪之輩」の「僞馬之党」による大規模な蜂起へと発展し、昌泰三年上野碓氷関・相模足柄関に偵邏を置くことによっていったんは鎮静したかにみえたが、同年武蔵で新たな「強盗蜂起」があり、そして翌延喜元年、将門の乱鎮圧の先例とされるほどの規模と深刻さを有する「東国乱」(信濃・甲斐・武蔵および上野を中心とする)へと発展していったのである。東国ではその後も反国衙蜂起があいつぐ。延喜二年九月越前で国守紀有世が藤原有度(有度)に襲撃され、同月駿河国富士郡「官舎」が群盗のために焼亡され、五年一〇月には飛弾で国守藤原辰忠とその妻子が「凶党」に殺害されている。九年には下総で国守菅原景行を一方の当事者とする「騒乱」があり、一五年今度は上野で大掾藤原連江と結合した上毛野基宗・貞並らのために介藤原厚載が殺害され、一六年下野で藤原秀郷の一派が流罪に処せられるほどの重大事件をおこし、さらに一九年武蔵前権介源仕が官物掠奪・官舎焼亡・国府襲撃の末、国守高向利春を攻撃するという事件があった。

以上概観した寛平元年から延喜元年「東国乱」を経て延喜末年に到るまでの群盗蜂起状況については、つとに将門の乱の前提として注目され、近年では王朝国家へ体制転換せしめた動因の一つとして再評価されており、今後とも多角的に検討する必要がある問題である。本節では、この乱のもつ、体制転換を実現するための諸政策の遂行に当然随伴する在地諸勢力の組織的の反発という側面に着目し、押領使設置がかかる反発を抑圧しつつ体制転換を実現するための不可欠の軍事的対応「軍制改革」に他ならなかったという論点を提

示したい。

さて、寛平ノ延喜年間の群盜蜂起の特徴として当面指摘できる点は、第一に蜂起の中心勢力が「餓馬之党」ノ武装運送業者集団の一面をもつ「坂東諸国富豪之輩」であつたこと（それゆゑ「東国乱」の中心地域が「牧」の集中する信濃・武蔵・甲斐・上野の四国だつたと思われる）、第二に蜂起のリーダーが任用国司・前任国司の場合が多かつたと推定されること、第三に鬭争形態からいへば、官物掠奪・官舎焼亡・国府襲撃・官長殺害など、一貫して反国衙鬭争として展開していることである。群盜蜂起のかかる特徴は、以下に述べる転換期の諸政策に対応していると思われる。

第一に、外国に「留住」する京貫人庶王臣子孫や諸司諸家に託仕する「富豪之輩」に対する、国司の行政的支配権の強化である。つまり「威権」を背景とする彼らの国務対峙によつて分断された国衙行政の統一性を回復し、貢納物を確保するために、彼らの身分を基本的に承認したうえで官物勘納・公役差科・訴訟弁定を中心とする国衙の行政支配に全一的に服従せしめようとするものである。坂東諸国でも当然この政策は実施されたはずであり、それまで制度上の特権と「威権」を背景に「公役」を拒否してきた「坂東諸国富豪之輩」に対し、国衙は「禁制官符」を楯にあるいは綱領に差科し犯用官物を厳しく填納させ、あるいは強い姿勢で収納に臨み未進を徴納しようとしたことが想定されよう。かかる国衙支配権強化に対する「坂東諸国富豪之輩」の反発が群盜蜂起という形態をとり、さらには延喜元年「東国乱」に帰結したと考えられる。延喜年間の蜂起

が、国司殺害・官舎焼亡・官物掠奪などの形態をとっているのは、上記の情勢をよく示していると思われる。

第二に、国司在任中の欠負填納に対する中央政府の厳しい責任追及の問題がある。昌泰二年には「諸国未_レ得_レ解由_之者、惣有_二五千人_一」という状況であつた。政府は一方で国司の部内支配権を強化していく反面、欠負填納を厳しく要求し、その結果右の如き状況が生じたのであろう。かかる政府の方針はこの時期の会赦政策にもするどく表われている。

天長以往者、赦後在任之吏赦前雜意、皆令_レ赦、承和以降、寛平以往者、或赦免、或拘煩、勘判之旨頗_レ爲_二不定_一、自_レ寛平末、至_三于_二近年_一（『延喜十三年』）全以拘留、不_レ令_レ会赦。

すなわちこの一節によれば、寛平末年から延喜年間にわたつて「赦後在任之吏」の「赦前雜意」を厳しく「拘留」し、填納させるといふ政策が継続したのであり、そのために解由を得ることができずに「留住」する前司と、在任中の欠負を執拗に追徴する後司との間に深刻な対立が生じたことが予想される。延喜年間の反国衙蜂起に前司が現任国司を攻撃する例がみられるのは、右のような背景を想定してはじめてリアルに認識しうると思われる。

第三に、この時期における国司官長への権力集中と任用国司の国務権限からの疎外というかたちで進行する、国衙機構の変質の問題がある。官長への権力集中によつて、従来任用国司によつて分担されていた検田・収納・検断等の個々の国務は、官長に忠実な従者（『従類・郎等』）や国衙雑色人（『在序官人』）によつて分掌される

ようになり、徐々に固有の権限を剝奪されつつあった任用国司が官長に反抗するという事態はかなり一般的に展開していた。寛平延喜の東国における群盗蜂起が、そのリーダーの一角に任用国司を含んでいるのはかかる情勢を反映したものと見えよう。

以上で概括した転換期における国衙支配の機構上・政策上の動向が複合的要因となつて、寛平延喜の「坂東諸国富豪之輩」による未曾有の反国衙武装蜂起が発生したのである。したがって政府はこの一連の蜂起を体制転換の遂行過程でいわずば不可避免的に経験しなければならなかつたのであり、かかる蜂起を抑圧するための国衙軍事力強化政策が、他の国制改革に関わる諸政策に随伴するのは当然といわねばならない。この軍事力強化政策は「軍制改革」こそ、延喜元年ごろの東国への押領使配置だったのである。

註① 『日本紀略』承平六年六月某日条、なお「古今和歌集目錄」

『新校群書類従』卷十三和歌部) によれば「六年五月廿六日依_為追捕南海道使_任伊予守兼左衛門権佐」とみえる。

② 『本朝世紀』天慶二年十二月廿一日条

③ 『将門記』

④ 『本朝世紀』同日条

⑤ 『貞信公記抄』同日条、『本朝世紀』天慶二年五月十九日条、

『柳原家記録』百九「太元雜々記」(『大日本史料』第一編之六 四五四頁)。なお太元帥法は、兵革を未然に防止すること
を主目的とする護国修法であり、成立時においては新羅の外臣

王朝国家国衙軍制の成立(下向井)

除去を多分に意識したものであったが、一〇世紀になると、国内の「敵」を鎮圧するため、しばしば修せられた(速水侑『平安貴族社会と仏教』第一章第二節四〇〜四一頁、佐伯有清「九世紀の日本と朝鮮」『日本古代の政治と社会』所収)。

⑥ 『大日本史料』第一編之七 五九六頁

⑦ 『柳原家記録』百九「太元雜々記」(『大日本史料』第一編之

二 八四九頁)

⑧ 『本朝世紀』同日条

⑨ 『貞信公記抄』天慶二年六月九日条

⑩ 『師守記』(裏書)同日条

⑪ 『日本紀略』同日条

⑫ 宮地直一「諸神同時昇叙の研究」(史学雑誌32—9・11)、林

陸朗「官社制度と神階」(国学院雑誌54—2)

⑬ 『日本紀略』寛平九年九月十一日条

⑭ 『日本紀略』延喜元年八月廿九日条

⑮ 『北山抄』卷七 定考事

⑯ 『九条殿記』同日条(橋本義彦「九条殿記の逸文」『平安貴族社会の研究』所収)

⑰ 『扶桑略記』同日条

⑱ 前註⑮に同じ

⑲ 『吾妻鏡』承元三年十二月十五日条

⑳ 『平家勘文録』(『統群書類従』卷十九下)

㉑ 『尊卑分脉』、「鞍馬蓋寺縁起」(『統群書類従』卷十七上)

- ②② 『西宮記』卷五(駒逢)裏書に「延喜五八十四、於仁壽殿、覽秩父御馬、掃御以萱掛一領給牧司利春」とある。また「古今和歌集目録」(『新校群書類従』卷十三和歌部)
- ②③ 以下の群盜蜂起についての概観は、戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(日本史研究97)を参照。
- ②④ 『扶桑略記』寛平元年四月廿七日条、『日本紀略』寛平元年今年条
- ②⑤ 『類聚三代格』(卷十八閏并烽候事)昌泰二年九月十九日官符、同三年八月五日官符
- ②⑥ 『扶桑略記』昌泰三年是歳条
- ②⑦ 『本朝世紀』天慶二年五月十五日条、『扶桑略記』(裡書)昌泰四年二月十五日条
- ②⑧ 『日本紀略』延喜二年九月廿日条
- ②⑨ 『扶桑略記』(裡書)延喜二年九月廿六日条
- ③⑩ 『扶桑略記』(裡書)延喜五年十月三日条
- ③⑪ 『日本紀略』延喜九年七月一日、十一日条
- ③⑫ 『日本紀略』延喜十五年二月十日、三月廿五日、十六年十月廿七日条
- ③⑬ 『日本紀略』延喜十六年八月十二日条
- ③⑭ 『扶桑略記』(裡書)延喜十九年五月廿三日条
- ③⑮ 三宅長兵衛「将門の乱の史的前提」(立命館文学112)
- ③⑯ 戸田芳実前註②論文、同論文で氏は、党の発生と活動の歴史的条件を追究するためにいくつかの論点を提示されている。
- ③⑰ 『類聚三代格』(卷十九禁制事)寛平三年九月十一日官符、同六年十一月卅日官符、同七年九月廿七日官符、同八年四月二日官符、延喜二年三月十三日官符、同年四月十一日官符、同五年八月廿五日官符、同年十一月三日官符など。
- ③⑱ 時期は若干ずれるが、『将門記』の記述する常陸国居住藤原玄明の行動を想起すればよい。
- ④① 『日本紀略』昌泰二年七月一日条
- ④② 『政事要略』(卷五十九交替雜事)延喜十三年二月廿五日太政官符勘解由使
- ④③ とりあえず原田重「国司連坐制の変質についての一考察」(九州史学10)、泉谷康夫「受領国司と任用国司」(日本歴史316)参照。
- ④④ 時代は相当するが宝生院文書永延二年(九八八)十一月八日尾張国郡司百姓等解(平安遺文二の三三九)に「就中檢田之政、以任用国司、須勘注之、而或郡放監惡之子弟郎等、或郡入不調之有官散位」とみえる。国務の任用国司から国司従者への移行を示す好箇の事例である。かかる移行は九世紀末から一〇世紀前半までに完成したと思われる。
- ④⑤ 任用国司による蜂起の指導はたんに東国にとどまらず一般的に展開していた。たとえば元慶八年六月の石見国郡司百姓らの国守上毛野氏永襲撃事件には、介忍海山下氏則、掾大野安雄、および延暦寺僧、右京人らが関与していたし、元慶七年六月の「群盜」による筑後国守都御西襲撃殺害事件の「謀首」は、藤

原近成であり、「従」には少目・前掾・前医師・薩子二人・薩孫一人・左京人二人が含まれていた(『三代実録』)。いずれの例からも任用国司・前司・「京貫人庶王臣子孫」が蜂起の中核を構成していたことがわかる。

四、諸国追捕使の制度的前提

本章では、延喜元年「東国乱」の時期における押領使成立の意義をさぐるため、令制下における制度的前提について、その権限内容と押領使という名称の二側面から考察してみたい。

諸国追捕使の権限は、「若有凶党之輩、且以追捕、且以言上」^①「追三捕部内凶党事」であるが、かかる権限そのものの法的前提は、捕亡令囚及征人条、有盜賊条および追捕罪人条等に規定された国郡官司の罪人追捕機能である。囚及征人条は、主に囚人や征人・防人・衛士・仕丁など職務に徴発されている者が逃亡した場合、届出を受理した「随近官司」が追捕し、「本司」(行軍所・防人所など)に送るとともに太政官に上申することを規定したもののだが、この規定は同時に、実行に移され犯状が露見した場合の「寇賊」^②謀叛人追捕法としても利用されるものであった。また有盜賊条は、盜賊・殺傷事件が発生したときの追捕とその際の地域管轄についての一般的规定であるが、ここでは届出をうけた「随近官司坊里」の「使人」が「随近兵及夫」(義解によれば兵は兵士、夫は人夫)を率いて犯人を追捕するということが規定されている。さらに追捕罪

王朝国家国衙軍制の成立(下向井)

人条は罪人追捕に発動される武力について、犯罪の規模に応じて「人兵」(一人夫及兵士)を動員すること、部内軍団には協力義務があること、動員と同時に「発兵状」を録して馳駈申奏すること、などが規定されている。^③

以上の三条の規定は、緊急性を要する犯罪の鎮圧についての一般的、包括的规定であり、犯罪規模の大小、所管官司の上下を限定していないが、追捕罪人条集解逸文釈云に「此条兼三上二条及臨時発兵之事也」とあり、三条ともに大規模な「寇賊」(外敵の侵入・謀叛)を鎮圧するための「臨時発兵」規定として機能することが予定されていたのである。かかる事態が生じた場合、具体的には国衙が「発兵状」申奏または「発兵符」請求の手統を経て、さらに国司の一員が「使人」として必要なだけの「人兵」を差発し、「寇賊」を鎮圧するという形式が想定されていたと思われる。これが諸国追捕使の権限の法的前提である。

しかし、大規模な「寇賊」を仮想して用意されていた右の形式は、反律令闘争が浮浪・逃亡という形態で展開され、それに対する抑圧が基本的には郡司の伝統的検断権によって果されていた律令制下^④において、現実には恒常的に作動することはありえない。したがってこの段階で恒常的な組織(常備軍という意味ではなく、頻繁な反復性を有する動員形態という程度の意味)に展開することはない。東国での俘囚叛乱、瀬戸内海海賊蜂起が活発化してくる九世紀後半になってはじめて、捕亡令「臨時発兵」規定は本来の臨機的性格のものから、漸次、永統的軍事体制へと転換していくのである。

そこで今度は九世紀後半の律令政府が行った群盜・海賊政策に一瞥を加えてみよう。

貞觀期までの特徴は、国衙軍事力の強化という方向よりむしろ国檢非違使設置^⑦、「結保」と保長の設定、市津要路への「偵邏」の配置など国衙檢察機能の強化という方向に重点が置かれていた。

だが貞觀年間以降の群盜・「叛乱」など反律令武裝蜂起の展開は、否応なく国衙軍事力強化という課題を提起してくる。山陽南海両道諸国の海賊蜂起に対し、貞觀四年五月「差発人夫」、同九年一月「差発人兵、招募俘囚」による追捕を諸国に下知し、同一七年五月下総の俘囚叛乱を告げる馳駢奏言に、政府は「発官兵」を命じるとともに近隣四国に「各發兵三百人、以為援助」という勅符（「發兵符」）を下している。さらに元慶七年二月の上総俘囚叛乱のとき、「諸郡人兵」を發し「追討」してもなお鎮圧しえず、「数千兵」の發兵許可を要請してきた国司の馳駢奏言に対して、政府は事態を「叛乱」とは認めず「群盜」に擬すことよって、「勅契」（「發兵符」）にかえ「人夫」を發して「追捕」せよとの「官符」を發している。

右の国衙の軍事力発動の事例をみてただちに指摘できることは、「發兵状」申奏や「勅契」發給に示されるように、捕亡令「發兵」規定を基本的に遵守していることである。しかしそこには注目すべき新しい兆候がうかがわれる。

その一つは、「官兵」「人兵」「人夫」として差発される対象が、「俘囚」あるいは「浪人有勇幹者」「勇敢輕銳者」など特殊な戦士集

団に限定される傾向があり、のちに国衙軍制を構成する「国内武勇輩」の原型が形成されつつあったことが推察されることである。

いま一つは、武裝蜂起に対する中央政府の鎮圧方針における変化である。この点についてやや詳しく論じてみよう。上述した元慶七年上総俘囚乱において、国衙は事態を「叛乱」に擬し、「差発人兵」「追討」↓「飛駢申奏」・「勅契」（「發兵符」）請求という手続を取った。ところが政府は国衙の申奏を却下し、事態を「群盜」に擬すことよって「勅契」給付を停め、国衙に対し「追捕官符」を發し「差発人夫」・「群盜追捕」を命じたのである。さらに鎮圧後にも政府は「自今事非機急、勅摠律令、發遣脚力、申太政官、不得專輒馳駢上奏」と命じ、国衙が事態を大げさに取扱うことを抑制しようとしている。もちろんこの「馳駢上奏」↓「勅契」方式から「国解」↓「追捕官符」方式への転換は、あくまで手続上の問題であるが、その中に中央政府の反乱鎮圧に対する姿勢ないし軍事政策における重大な変更が含まれていると考えるのである。

すなわち令制本来のあり方では、政府は「軍機」「機急」に際して「飛駢上奏」を通じていち早く事態を把握し、その鎮圧のための適切な処置を逐一国衙に命じ、かつ「發兵状」・「發兵符」を通じて国衙軍事機能の内部にまで立入って厳格な立法的統制を加える原則であった。前記の「各發兵三百人」という「發兵符」が示すように、政府はたてまえ上動員すべき兵力の数量にまで統制を加えたのである。

それに対して、「国解」↓「追捕官符」・「差発人夫」方式の採用

は、事態を過少評価することによって国衛に事態鎮静の責任を委ね、逆に政府は「追捕官符」を通じて一般的統制を加えるだけという範圍にまで後退したことを示していると思われる。「脚力」「申官」という政府の姿勢はそのことを示していると思われるし、「人兵」から「人夫」へ武力表現法を意図的に変更した理由も、「人夫」差発の場合、二〇人を起える兵士動員では必ず「勅契」（＝「発兵符」）を必要とする擅與律擅發兵条の規定が適用されないという法解釈上の配慮によるものであろう。すなわちこの「人夫」規定の拡大適用によって、政府は国衛の軍事動員の内部にまで立入って把握しようとする原則を放棄したものと解される。このような中央政府による立法的統制範圍の後退は、逆にいえば国衛の軍事権における裁量権の拡大に他ならない。

王朝国家体制下において、大規模な反乱を除き、「馳駅上奏」↓「追討勅符」形式より、「国解」↓「追捕官符」形式が一般化するのはこのような政府の政策転換の所産であらうし、前者の方式においてさえも政府はもはや国衛軍事力の数量的把握に関心を示さないのである。地方諸国における「凶党」（＝群盜）蜂起の増加・常態化が鎮庄手統の簡便化をもたらすとともに、国衛軍事権を拡大強化していったのである。

しかしながら元慶七年上総俘囚乱では、「介（藤原）正範、大孫文屋善友、并差遣将吏等之勇略」とあり、いまだ捕亡令の規定どおり国司が「使人」となって指揮しており、たとえ国衛の内部規範として特定の国司が追捕を担当する慣行があったとしても、「国解」に

王朝国家国衛軍制の成立（下向井）

もとつき「官符」で任命される独立した機関↓押領使（「官符之使」）が存在したとは考えがたい。だが全体的にみれば、この時期の国衛の軍事動員法は国衛軍制におけるそれへと徐々に接近しつつあったといえるのであり、国司の抽象的軍事指揮権が押領使↓「官符之使」という具体的機関に集中単一化されることによって国衛軍制は完成するのである。その時期こそ、延喜元年「東国乱」を契機とする「軍制改革」である。

（⇒）

ところで国衛の軍事指揮権を集中するために採用された押領使の名称は、すでに八・九世紀の律令制下に存在していた。次に押領使の名称の源流を探ることを通して、延喜元年「軍制改革」↓押領使成立の軍制史的意義をさらに追究してみよう。

従来押領使の初見とされるのは、元慶二年（八七八）出羽俘囚乱のとき国兵を率いて救援に向った陸奥押領使大掾藤原梶長、上野押領使権大掾南淵秋郷らである。しかしこの押領使は他の箇所ですべて「下勅符於陸奥国」曰、…「軍發精兵一千、星火馳救、…仍須差国司掾目各一人、押領其事」と「勅符上野下野兩國」曰、…「軍各發二千兵、…使遣国司目已上一人、史生若品官一人、押領其事」と、「各押領國兵、來従軍旅」とあり、隣国からの救援軍統率者という意味での押領使であって、「若有凶党之輩、且以追捕、且以言上」を任務とする王朝国家体制下の押領使と全く異質であることは明白である。つとに塙保己一・和田英松氏が押領使の諸類型について言及し、それらを混同する誤りをおかさないように注意を喚起されたが、元慶俘囚

の乱の押領使と、延喜初年に東国に配置された押領使は典型的に區別されるべきものである。前者は八世紀の蝦夷征討における坂東諸国の大規模動員のさい、徵発した国内兵士を結集地へ軍所まで統率する「專知勾当」国司と同じものであった。天平宝字三年の「勅坂東八国」：「国別差遣二千已下兵、扱国司精幹者一人、押領速相救援」、延暦二年の「坂東諸国」：「隨国大小、一千已下五百已上、勅事国司一人、專知勾当、如有非常、便即押領奔赴」を例証としてあげることができる。

かかる押領使の制度は、律令軍制を現実运用到するために令条に規定されている。すなわち軍防令衛士向京条に「凡衛士向京、防人至津之間、皆令国司親自部領、軍行亦准之」とあり、諸国軍団兵士の運用は、平時の衛士・防人統率の場合も、戦時における結集地までの統率も、ともに国司が担当することになっていた。かかる任務をおびた国司が押領使と呼ばれたことは、延暦一四年（七九五）東国防人を全面停止したさい、大宰府が帰国する防人を「差押領使、依例進上」していることから明白である。対外戦争を想定して構築された律令軍制において、作戦が要求する兵員の確保は、一國単位で動員した兵士集団を遠距離の結集地まで統率する国司の行政に依存していたのであるが、この「旅次行軍」を「專知勾当」する国司が押領使と称されたのである。

かくして、延喜元年「東国乱」を契機に成立する押領使の名称が、対外戦争における作戦軍編成の前提である「旅次行軍」を指揮する国司の称に由来することが確認された。すなわち対外戦争とい

う非常事態において国司に委ねられる兵士統率権の所在を示す押領使の称が、寛平延喜の未曾有の「東国乱」を契機に、国内武装蜂起を鎮圧するための強力な軍事指揮権を体現する一國単位の「凶党」追捕機関の名称に転用されたのである。

註① 『朝野群載』（卷廿二諸国雜事上）天曆四年二月廿日下総守藤原有行申文

② 『朝野群載』（卷廿二諸国雜事上）天曆十年六月十三日官符捕亡令に関する叙述部分は、瀧川政次郎「王朝時代司法制度の研究」（『日本法制史研究』所収）、井上光貞他編『律令』（日本思想大系3）に負うところが多い。

③ 「欲入寇賊者」の義解に「謂、依律、是為叛人」とある。

④ 擅興律によれば、「発兵」数が二〇人を越えるときは「発兵符」（『勅契』）を必要とし、それに違反すれば処罰されることになるが、例外として「寇賊」の「攻襲・反叛・内応」によって緊急に発兵を要する場合に限り、「発兵符」を待たずに発兵しえた（ただし発兵と同時に「発兵状」を馳駈申奏しなければならぬ）。さらに注意すべきは「兵」でなく「人夫」を差発する場合は擅興律は適用されない。

⑤ 石母田正『日本古代国家論』五四一六五頁参照。

⑥

齋衡二・三・六	大	和	把笏ニ預ル、諸国檢
天安一・八・七	撰	津	兵仗把笏ヲ帶ス、國同
			中ノ非違ヲ檢ゼシム
			右
			文徳実録

貞観三・二・一六	武	蔵	郡ゴトニ檢非違使一人ヲ置ク	三代実録
貞観九・三・一四	上	総	置ク、帶劍把笏	同
貞観二・三・三三	下	総	帶劍把笏	同
貞観八・七・七八	山城・丹波	国司公卿ヲ一分ニ准	シ使ニ給フ	同
貞観八・九・七	備	中	使一員ヲ置ク、把笏帶劍	同
元慶一・三・三三	能登・佐渡	同	右	同
元慶二・二・三三	丹	後	国司公卿ヲ一分ニ准シ使ノ俸料ニ給フ	同

- ⑧ 『三代実録』貞観九年二月十三日条、同年三月廿七日条
- ⑨ 『三代実録』貞観九年三月廿七日条
- ⑩ 『三代実録』貞観四年五月廿日条
- ⑪ 『三代実録』貞観九年十一月十日条
- ⑫ 『三代実録』貞観十七年五月十日条
- ⑬ 『三代実録』元慶七年二月九日、同廿一日条
- ⑭ 『三代実録』元慶七年十月十七日条
- ⑮ 『三代実録』元慶二年六月廿一日条
- ⑯ 前註⑮元慶七年二月廿一日条
- ⑰ 拙稿「王朝国家国衙軍制についての一考察」(投稿中)では、院政期の政府が「国内武士交名」を通して国内武勇輩を積極的に掌握する姿勢をとったのに対し、一〇・一一世紀の政府は国衙の軍事指揮権の内部にまで立入って把握することはなかった

王朝国家国衙軍制の成立(下向井)

- ことを一般的に指摘しておいた。
- ⑮ 前註⑮元慶七年二月廿一日条
- ⑯ 『朝野群載』(卷廿二諸国雜事上)天曆六年十一月九日官符「応下以清瀧静平、為之押領使、事」に「自非官符、之使、何糾執惡之徒」とある。
- ⑰ 『三代実録』元慶二年六月七日条
- ⑱ 『三代実録』元慶二年七月十日条
- ⑲ 『三代実録』元慶二年四月四日条
- ⑳ 『三代実録』元慶二年四月廿八日条
- ㉑ 『三代実録』元慶三年六月廿六日条
- ㉒ 『朝野群載』(卷廿二諸国雜事上)天曆四年二月廿日下総守藤原有行申文
- ㉓ 選任方式も、後者が「国解」で申請し「官符」で任命されるのに対し、前者は政府が直接任命するという形式をとらない。
- ㉔ 塙保己一『武家名目抄』(第二職名部附録廿二上)「押領使」の項、和田英松「押領使考」(『国史説苑』所収)
- ㉕ 『続日本紀』天平宝字三年十一月九日条
- ㉖ 『続日本紀』延暦二年六月六日条
- ㉗ 押領使の源流が、坂東国司による辺境反乱への救援軍統率にあるという指摘は、つとに星野恒「守護地頭考」(史学雑誌2—25)、谷森鏡男『檢非違使中平安時代ノ警察状態』にみえる。
- ㉘ 『類聚三代格』(卷十八軍毅兵士鎮兵事)延暦十四年十一月廿二日太政官奏

② 行軍は、「敵と接触する可能性のあるとき戦闘準備を主として行い、戦闘行軍」と、「直ぐに敵に接触するおそれのないような行軍」である。「旅次行軍」にわかれる（岩波文庫版 クラウゼヴィッツ『戦争論』（中）一八四頁、訳者注）。

むしろに延喜の「軍制改革」について

四章にわたる考察をふまえ、最後に国衙軍制の出発点となった延喜元年「東国乱」を契機とする「軍制改革」の内容を明確にしよう。国衙軍制成立のメルクマールは、その指揮官である諸国追捕使の出現に求められ、「軍制改革」の内容は、諸国追捕使の成立が従来の制度にいかなる変更をもたらしたか、という点から究明されなければならぬ。

まず諸国追捕使の権限内容は、捕亡令「臨時発兵」規定における国司の「人兵」差発・「寇賊」追討権を継承したものである。捕亡令に規定された国司の軍事権の特徴として指摘できる点は、第一に、政府が事前の「発兵符」、事後の「発兵状」を通じて、動員兵力の数量を含め国衙軍事権の内部にまで立入って強い拘束・統制を加えており、国司裁量権が大きく抑制されていたこと、第二に、国司の「人兵」差発権は独立した専門機関によって体现されるものではなく、臨機における国司の一機能として存在したにすぎなかったことである。

貞観・元慶年間までの反国衙蜂起の鎮圧は、基本的にこの形式を遵守して行われたが、蜂起の量と規模の拡大にともない、事態に即

応するため鎮圧手統の簡略化と国衙軍事権の強化が要請されるにいたる。すなわち、政府は地方の「凶党」蜂起の鎮圧に対し、「追捕官符」によって一般的規制を加えるだけで、国衙の軍事権の内部にまで立入って直接拘束することを放棄するようになる。かかる政府の規制範囲の後退は、反面、国衙軍事権における裁量権の拡大をもたらすことになる。

かかる国衙軍事権の拡大をいっそう促進し、諸国追捕使という独立機関を生み出す直接の契機となったのが、寛平・延喜（とくに延喜元年）の「東国乱」である。律令国家から王朝国家へと転換するための諸政策の強行によって、不可避免的に発生する在地諸勢力の蜂起を抑圧するためには、国衙の軍事権を一個の独立した機関に集中する必要があった。しかし国衙権力内部の深刻な分裂状態（官長と任用の対立）の中では国衙の内部規範としてそれを確立することは不可能であった。かくして従来の国司の抽象的軍事指揮権は、官長または官長が推挙した有力武勇輩に対して中央政府が押領使に任命するという形式（官符之使）で、一個の独立機関に集中・単一化されるにいたったのである。この押領使の名称は、律令制下、対外戦争における作戦軍編成のため、国内兵士を結集地まで統率する国司の指揮権に由来するものであり、対外戦争における国司の兵士統率権を示す指称が、国内の「凶党」蜂起を鎮圧する軍事指揮官の称に転用されたのである。延喜元年「東国乱」を契機とする東国への押領使配置「軍制改革」は、およそ以上の如き内容であった。

この「軍制改革」はまた、軍事的勤務を媒介とする恩賞授受を基

礎とする戦士集団の人格的結合という限定された意味での「封建的主従制」形成の制度的枠組を与えたという点においても、重大な意義がある。諸国追捕使の地位にある有力武勇輩と他の国内武勇輩は、軍事指揮権の内容の一つである勅旨推挙権を根柢に緊密な結合を形成し、一国規模での封建的主従制の素地をつくりだしている。

こうして成立した諸国追捕使は、最初は反乱のたびごとく置かれ

常置されていなかった。将門の乱では坂東諸国に二度にわたって押領使が配置され、乱後は官長による押領使兼帯が恒常化していく。西国では純友の乱のとき設置された警固使・押領使がいったん廃止されるが、天曆年間までには追捕使・押領使が常置される。かかる諸国追捕使が全国的規模で永続的の制度として体制化する画期は、天曆元年頃と推定される畿内近国への追捕使の一せいで配置と設定することがある。

付表 王朝国家体制下の諸国追捕使

国名	年・月・日	名称	人名	本官・位階	事	項	出典
山城	正暦1(990). 9.11 長保2(1000). 3. 2	追捕使	藤原 実茂 播美 相奉	武藏権大掾	藤原実資を饑餓・宿泊させる	捕進	小右記 平安遺文補7
大和	成和2(962).12.26 寛和3(987). 4. 1 長保1(999). 8.27 寛仁2(1018). 3.24	追捕使 追捕使 追捕使 追捕使	巨勢 忠明 伴 晴生 正 満	大 掾	藤原最実を殺害せんとした犯人の捕進 捕任 東大寺に入る盗人を尋進す 城下郡早米使を殺害せる凶党の追捕 佐保殿葬束のことで闘乱した興福寺下手人を捜査 東大寺に隠居せる犯人国正を殺す		西宮記 東大寺別当次第 平安遺文 385 御堂関白記
摂津	天喜4(1056). 4.23 長徳4(998). 2.21	押領使 総追捕使	宗 泰 秦 頼方	帯刀先生	年貢進京船の掠奪、棍取の殺害を企てる和泉・紀伊・摂津三ヶ国総追捕使、平家時一家長者		東大寺別当次第 平安遺文 374 遠藤系図
伊賀	永祚1(989). 4. 6 長元3(1030). 9.26	総追捕使 追捕使 追捕使	遠藤 恒方 以 忠 清		藤原文信を刃傷せる犯人を捕進 守源光清の神人殺害嫌疑により、検非違使に勘問さる		同上 小右記 小右記

国名	年・月・日	名称	人名	本官・位階	事項	出典
伊勢	長元1(1028). 7.19	押領使	公候 延高	八名郡司・介	平維衡那等として換非遣使に召問さる補任	小右記
三河	長保2(1000). 12. 9	惣追捕使	伴光兼	守	一族で追捕使職を相伝、三河有力在庁	権系図
遠江	大治5(1130). 9. 4	押領使	藤原 維職		遠江国司申七ヶ条の一つ	長秋記
伊豆		押領使	藤原 維職		伊豆の有力在庁、伊東・狩野・工藤氏の祖	工藤系図
相模	天慶2(939). 6. 9	押領使	橋景 最茂	介	国々群盜追捕のため補任	本朝世紀
	承暦3(1079). 8.30	押領使	景平		為季と合戦、殺害せらる。鎌倉党の一族か	水左記
武蔵	天慶2(939). 6. 9	押領使	小野 諸興	小野牧別当・権介	国々群盜追捕のため補任、横山・猪俣党の祖か	本朝世紀
		押領使	平 忠常	上		改卑分脈
		押領使	菅 常永	守	凶党追捕のため兼帯申請	同上
		押領使	藤原 名明	守	同	柳野群載
		押領使	藤原 有行	守	国府館焼亡・官物掠奪せる平維良の追捕	同上
		押領使	藤原 維風	守	国司庁宣に署判	権記
		押領使	藤原 原	守	諸国各事の事は吉吉、紀文に叶うにより兼帯裁許	平安遣文2176
安房	長承2(1133). 2.28	押領使	藤原 為信	介	兼帯	中右記
陸奥	承安4(1174). 12	押領使	高 階	左衛門佐・介	兼帯、国司庁宣に署判	北山抄
常陸		押領使	佐々貴興		凶党追捕のため補任	平安遣文3669
		追捕使	大友 兼平		同	柳野群載
		追捕使	甲可 是茂		同	同上
近江	天曆10(956). 6.13	追捕使	佐々木尊経	故位從七位上	同	佐々木系図

国名	年・月・日	名称	人名	本官・位階	事	項	出典
伯出石	(天曆6以前) 天曆6(952).11.9 大治1(1126).6.19 元暦1(1184).11	押領使 押領使 押領使	清瀧 静平 藤原 兼高 藤原 文修	主水正・大介 介	凶党追捕のため補任 凶党追捕のため補任 国司庁宣に署判 平氏追討のため追討使源義経により補任 多く勇士を相語り運上官物を押止める勇士を誅罰 因幡守平時範を饗応 追賊の勝たれる者、追捕使に任えタマス丸と云ふ		朝野群載 同 平安遣文2076 平安遣文4175 峰相記
播磨	承徳2(1098).7.29	押領使	信助		因幡守平時範を饗応 追捕のため補任 凶党追捕のため補任 久米押領使、神戸大夫 久米押領使 補任		時範記 今昔物語集
美作	(天曆6以前) 承徳2(1098).7.28	押領使 追捕使 押領使	信助 元国時 衆説				朝野群載 時範記 法然上人縁伝 同 上
備長	長保6(1004).2.14	追捕使	御春 聡高		凶賊追捕のため補任 郡解に署判		長門時守護職次第 類聚符宣抄
後門	正暦3(992).10.28	追捕使	坂上 重方	丹波掾、郡撰使			平安遣文 360
伊路	正暦5(994).9.27 長保1(999).7.15 寛弘3(1006).4.11	追捕使 追捕使 追捕使	高安 為正 六藤 為光 遠藤 興利 越智 好方 越智 好峯	正六位上	犯人藤原行時をかぐまう 警衛の備として補任 流賊六郎追捕使、発心出家す		平安遣文 384 朝野群載 宇治拾遺物語 遠藤系図 子章記 同 上
淡路		追捕使					
讃岐	天慶(938~947)年中	押領使			樹下押領使 越智押領使 野間押領使		同 上

筑豊肥不	後前明	長保4(1002). 3.12 文治2(1186). 7.7.2 文治(1185~1190)頃 建久6(1195). 8.25 長久4(1043). 7.13	追捕使 押領使 押領使 押領使 追捕使	越智為保 草野永平 緒方推義 高木宗家 高木則高	在国司 大監	補任 頼朝の推挙により国司より安堵 源義経に属せし科により遠流 大宰府守護所大番のため御家人交名注進 検非違使庁に請文提出(畿内近国だろう)	権記 吾妻鏡 北肥職録 鎌倉遺文 平安遺文 542
------	-----	---	---------------------------------	--------------------------------------	-----------	--	---------------------------------------

(備考) 1) 10~12世紀に史料上にあられる諸国追捕使(押領使・追捕使)を国別に列記した。国の順序は道別に配列してあるが、陸奥出羽は一括して東山道の最後に置いた。

2) 「野卑分脈」その他の系図類、及び編纂物・説話にみえる事例は、その信憑性の如何にかかわりなく一応掲載してある。

(付記) 本稿は、一九七七年一月広島大学大学院文学研究科に提出した修士論文「平安中期における国衙軍制の構造」の一部を大幅に加筆改稿したものである。末筆ながら、常日頃から御鞭撻を賜わっている松岡久人・坂本賞三両先生に深甚の謝意を表わす次第である。

(一九七八・一一・三草稿、七九・二・一四成稿、二一・二八補訂)
(広島市旭三丁目九一―二二 小田方)

**A Study on the Establishment of *Kokuga* (国衙)
Military System in *Ocho-Kokka* (王朝国家)
— the Reform of the Military System in the
Era of *Engi* (延喜)—**

by **Tatsuhiko Shimomukai**

In the early tenth century, a series of national readministrations having been carried out, *Ritsuryo* (律令) Administrative System was converted to *Ocho-Kokka* (王朝国家) Administrative System, and thus, as an important part of the reform the new military system was realized.

Under *Ritsuryo* (律令) Administrative System, in the event of an uprising of *Gunto* (群盗) or revolts, it was up to *Kokushi* (国司) to put them down by mobilizing warriors.

The distinguished marks of *Kokushi's* (国司) military power were as follows. Firstly, the power was under the strong control of the Central Government, as shown by his obligation to ask the Government for the mobilization order beforehand and to report on the number of warriors mobilized afterward. Secondly, the power was given only as occasions might demand, but not as an independent military agency.

Meanwhile, in the latter half of the ninth century, due to a sudden increase in uprisings of anti-*Kokuga* (国衙) powers, the Government determined to strengthen *Kokuga's* (国衙) military power to meet the situation. It was realized, firstly, by enlarging fully *Kokuga's* (国衙) discretionary power to mobilize warriors and put anti-powers down by means of reducing sharply the Governmental Power to control *Kokuga's* (国衙) military power in mobilization and confining it only to the general control by means of a warrant for arrest, i. e. *Tsuibu-Kanpu* (追捕官符), and, secondly, by concentrating and simplifying *Kokuga's* (国衙) military power into an independent agency.

In the latter case, *Kokuga* (国衙) Military Commander was systematized into *Shokoku-Tsuibushi* (諸国追捕使), recommended by *Kokushi* (国司) and appointed by the Central Government.

It was *Togoku-Ran* (東国乱) in the first year of *Engi* (延喜) (901 A. D.) that established the new administrative system as an epoch making event.